

長久手市国民健康保険運営協議会のオンライン開催について

長久手市国民健康保険運営協議会のオンライン開催を可能とするため、下記のとおり規定を追加する。

長久手市国民健康保険条例施行規則（案）（抜粋）

第 2 章 国民健康保険運営協議会規約

（協議会の任務）

第 2 条 条例第 2 条に規定する協議会は、次に掲げる事項につき審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関すること。
- (2) 国民健康保険税に関すること。
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関すること。
- (4) その他市長において重要と認める事項に関すること。

2 協議会は、市長から諮問があったときは、その都度これを開き、速やかに答申しなければならない。

3 協議会の審議状況は、その都度市長に報告しなければならない。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の規定による。

（組織）

第 4 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、条例第 2 条第 3 号に規定する委員のうちから、全委員がこれを選出する。

- 2 会長は、協議会を代表しその議長となり、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代行する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の者から協議会の招集請求があつたときは、会長は協議会を招集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるときは、市長が招集する。

(1) 初の協議会の会長及び副会長の選挙を行うとき。

(2) 協議会の会長及び副会長が欠けたとき。

3 会長が、協議会を招集しようとするときは、会議の目的たる事項、内容、日時、場所等をあらかじめ市長に通知しなければならない。

(定足数)

第5条の2 協議会は、委員定数の半数が出席し、かつ、条例第2条各号に規定する委員それぞれ1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(オンライン開催)

第5条の3 会長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。

2 委員及び事務局が前項の方法による場合には第5条の2の出席とみなす。

(協議会の議事)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 協議会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した委員のうちから、議長の指名する委員2人が署名しなければならない。